※各評価項目に対する各申請書への記載に当たっては，『総合評価に関する事項』に係る留意事項等（以下「留意事項等」という。）をよく読んでください。

総 合 評 価 に 関 す る 事 項

工　　事　　名　　Ｒ２住宅　羽ノ浦春日野団地　阿南・羽ノ浦　５１号棟外壁改修工事
工　事　箇　所　　阿南市羽ノ浦町春日野

１　入札の評価に関する基準

この入札の総合評価に関する評価項目，評価基準及び得点配分は，次のとおりとする。

① 企業の施工能力の評価

評価項目	評　価　基　準	配 点	得　点
平成22年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点（３件以内）	工事成績評価＝Σ［(Ｙn-65)×βn］×15/67.5 評価は整数（小数第１位を四捨五入） ＜15点を上限とする＞ Ｙn：工事成績評定点（３件まで申告） βn：請負金額（しゅん工時）の補正係数 ・5,000万円以上の場合：β=1.5 ・1,000万円以上5,000万円未満の場合：β=1.2 ・1,000万円未満の場合：β=1.0	0～15	/ 15.0
ＩＳＯ等	IS09001，IS014001，エコアクション２１のいずれかを取得等	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	
手持ち工事数	徳島県が発注する当初設計金額が3,000万円以上の建築一式工事の手持ち工事数が０件	30.0	/ 30.0
	徳島県が発注する当初設計金額が3,000万円以上の建築一式工事の手持ち工事数が１件以上	0.0	

② 配置予定技術者の施工能力の評価

評　価　項　目	評　価　基　準	配 点	得　点
配置予定技術者の資格	一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者	5.0	/ 5.0
	二級建築士又は２級建築施工管理技士「建築」の資格を有する者	3.0	
	上記以外	0.0	
平成26年度から入札公告日までの継続学習に係る取得単位数（ＣＰＤ）	有効取得単位数が50ユニット以上	5.0	/ 5.0
	有効取得単位数が30ユニット以上	3.0	
	上記以外	0.0	
平成22年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点（３件以内）	工事成績評価＝Σ［(Ｙn-65)×βn］×15/67.5 評価は整数（小数第１位を四捨五入） ＜15点を上限とする＞ Ｙn：工事成績評定点（３件まで申告） βn：請負金額（しゅん工時）の補正係数 ・5,000万円以上の場合：β=1.5 ・1,000万円以上5,000万円未満の場合：β=1.2 ・1,000万円未満の場合：β=1.0	0～15	/ 15.0

③ 地域貢献度の評価

評　価　項　目	評　価　基　準	配 点	得　点
地域防災力（災害時支援協定）	協定の締結	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	

地域防災力 （広域的な災害時相互支援協定）	広域的な災害時相互支援協定を締結	3.0	/ 3.0
	上記以外	0.0	
地域防災力 （家畜伝染病支援協定等）	協定を締結し研修・訓練に参加，又は活動の実績	5.0	/ 5.0
	支援活動に関する研修・訓練に参加	2.0	
	上記以外	0.0	
県内企業活用 （県内下請け） （除外する工種は別表に記載）	全ての一次下請契約を県内企業と締結する計画を提出又は全て自社施工を行う計画を提出	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	

「除外する工種」	除外する工種はなく，全ての工種を県内企業活用（県内下請け）の評価の対象とする。

④　地域精通度の評価

評　価　項　目	評　価　基　準	配 点	得　点
地域精通度 （同じ地域の範囲は，次の表に記載）	同じ地域内に主たる営業所がある。	10.0	/ 10.0
	上記以外	0.0	

「同じ地域内」の範囲	主たる営業所が阿南市にある

⑤　企業の施工能力（表彰）の評価

徳島県県土整備部が実施した令和元年度優良工事表彰，優良建設技術者表彰（以下「**優良工事表彰等**」という。）又は新分野進出優良企業表彰を受賞した者は得点を加点する。ただし，得点を加点した後も評価項目①から④までの配点の合計を超えないものとする。

評　価　項　目	評　価　基　準	配 点
優良工事表彰等 （県土整備部関係） の受賞状況	優良工事表彰等における知事賞の受賞者	5.0
	優良工事表彰等における部長賞 又は建設業新分野進出優良企業表彰の受賞者	2.0
	上記以外	0.0

※ＪＶ工事における被表彰者については，加算点を出資比率に応じて構成企業に按分するものとする。ただし，按分により小数部分がある場合には，小数第１位を四捨五入するものとする。

⑥　低入札による減点措置

この入札は「総合評価落札方式の実施方針」１１の（２）に規定する低入札工事に対する減点措置の対象となる。

建設工事の種類が**建築一式工事**である徳島県発注工事（総合評価落札方式）において，低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約（以下「**低入札契約**」という。）した者で，開札日が減点措置の期間中にある者（以下「**減点対象者**」という。）の行った入札の評価に当たっては，低入札契約時に示された減点措置を実施するものとする。

なお，減点の結果，評価項目の得点合計が０点未満となった場合は，失格とする。

２　総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者(失格となったものを除く。)に対して，次の方法により算出される「評価値」をもって総合評価を行う。

評価値＝（基礎点＋加算点）÷入札価格（単位：億円）

基礎点：入札に必要となる参加資格要件を満足する場合に100点とする。
加算点：「１　入札の評価に関する基準」に基づき，次の方法により算出する。

加算点＝（１①～⑤の得点の合計＋⑥の減点（該当する場合））÷103点（１①～④の配点の合計）×15点

なお，評価値は，小数第３位（小数第４位四捨五入）止めとする。
加算点は，小数第１位（小数第２位四捨五入）止めとする。
入札価格は，億円単位とし，小数第５位（小数第６位切り上げ）止めとする。

３　低入札工事に対する減点措置

・この入札で，低入札価格調査基準価格を下回った額で契約した者は，「減点措置の期間」に記載された期間，低入札工事に対する減点措置として総合評価落札方式において，**10点減点**される。ただし，減点措置の対象となる入札は，建設工事の種類がこの入札と同じものに限る。なお，減点は累積する。

減点措置の対象となる期間

この入札において，低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約した場合には，次の表に記載する期間において，減点措置の対象となる。

減点措置の期間	契約締結日から１５１日間

４　手持ち工事数措置期間

この入札は，総合評価に関する評価項目「手持ち工事数」の対象工事であり，この工事を受注した者は，次の表に記載する期間（手持ち工事数措置期間）において，手持ち工事を有するものとする。ただし，この工事が次の表に記載する期間までにしゅん工した場合は，工事しゅん工承認の通知日までとする。また，発注者から手持ち工事数措置期間の変更通知等があった場合は，これによるものとする。

なお，徳島県公共工事標準請負契約約款（以下「**約款**」という。）第47条又は第48条により契約を解除した場合は，約款第50条第１項に基づく出来型部分の引渡しを行った日までとする。

手持ち工事数措置期間	契約締結日から１５１日間

『総合評価に関する事項』に係る留意事項等

★この入札は，入札後審査方式一般競争入札により行うため，落札候補者として決定された者を除き，原則として，提出された入札参加確認資料のみで入札参加資格の確認（審査）及び総合評価を行うので，指定された様式等への記述に当たっては，次の内容を十分確認した上で，記述漏れ，記述間違いのないよう留意すること。

なお，審査は申請書等を印刷して行うので，申請書の各ページには，必ず「商号又は名称」を記述すること。記述漏れとなったページにより，参加資格が確認できない場合については無効，評価基準が確認できない場合については加算点の算出を行わないものとする。

■企業の施工能力の評価

○総合評価（**施工能力審査型**）加算点等算出資料申請書により評価するので，この申請書に示した「注意事項」に十分留意して記述すること。

○評価項目（工事成績）

・工事成績の評価は，「企業の施工能力」に記述された次の方法により算出する。

工事成績評価＝Σ〔（Ｙｎ－65）×βｎ〕×15／67.5

Ｙｎ：工事成績評定点

βｎ：請負代金額の補正係数　　最終請負代金額が5,000万円以上の場合：β=1.5

1,000万円以上5,000万円未満の場合：β=1.2

1,000万円未満の場合：β=1.0

・工事成績評定点は，３件まで申告することができる。

・工事成績評定点は，平成22年度からこの入札の公告日までの間に徳島県若しくは国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたもの，又は国が実施する公共建築工事に関する工事成績の相互利用における「工事成績評定相互利用対象工事」であって，平成22年度からこの入札の公告日までの間に通知されたものに限る。

参考：国土交通省のホームページ（http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000001_1.html）

・工事成績評定点は，建設工事の種類が**「建築一式工事」**の場合に限る。

・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は，その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る。（ただし，経常ＪＶでの実績については，経常ＪＶとしての出資比率が20パーセント以上であれば評価する。経常ＪＶを構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。）

○評価項目（ＩＳＯ等）

・入札公告日おける取得等の状況を評価する。

・入札公告日において，有効期限切れの場合は評価しない。ただし，入札公告日に更新手続き中（更新審査終了済）であり，かつ，落札候補者の段階で更新手続きが完了している場合には評価する。

○評価項目（手持ち工事数）

・手持ち工事数は，徳島県が発注した当初設計金額3,000万円以上の「**建築一式工事**」について，受注した工事の「手持ち工事数措置期間」に，この入札の入札参加資格審査申請書等の提出期限が含まれる場合，その受注件数をいう。ただし，この入札の入札参加資格審査申請書等の提出期限までに工事しゅん工承認の通知を受けている工事は，手持ち工事数に含まない。

・特定建設工事共同企業体での共同施工方式により受注した工事は，代表構成員の手持ち工事と見なす（代表以外の構成員は手持ち工事と見なさない。）。

■配置予定技術者の施工能力の評価

○総合評価（**施工能力審査型**）加算点等算出資料申請書により評価するので，この申請書に示した「**注意事項**」に十分留意して記述すること。

・配置予定技術者の雇用期間が１年間となるまで，評価の対象としないので注意すること。

・配置予定技術者は３名まで申請できるが，複数申請した場合は，加算点の最も低い者の評価を採用する。

・配置予定技術者の評価は，工期の２分の１を超える期間を現場代理人，監理技術者又は主任技術者として従事した経験を対象とする。

・施工管理技士等保有資格の記載に当たっては，入札参加資格要件と評価基準に留意すること。

・低入札価格調査制度に基づき，増員して配置した技術者として従事した工事の経験等は評価の対象としない。

○評価項目（ＣＰＤ）

・ＣＰＤを実施している「建設系ＣＰＤ協議会」の各団体における取得単位数の合計を記入すること。

・ＣＰＤは平成26年度からこの入札の公告日までに取得した単位数とし，各団体等による証明がないものは認めない。

・前年度（令和元年度）に取得単位がないものは評価しない。
・社内研修は認めないので，注意すること。
○評価項目（工事成績）
・工事成績は，「配置予定技術者の施工能力」に記述された次の方法により算出する。
工事成績評価＝Σ〔(Ｙｎ－65) ×βｎ〕×15／67.5
Ｙｎ：工事成績評定点
βｎ：請負代金額の補正係数　　最終請負代金額が5,000万円以上の場合：β=1.5
1,000万円以上5,000万円未満の場合：β=1.2
1,000万円未満の場合：β=1.0
・工事成績評定点は，３件まで申告することができる。
・工事成績評定点は，平成22年度からこの入札の公告日までの間に徳島県若しくは国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたもの，又は国が実施する公共建築工事に関する工事成績の相互利用における「工事成績評定相互利用対象工事」であって，平成22年度からこの入札の公告日までの間に通知されたものに限る。
参考：国土交通省のホームページ（http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000001_1.html）
・工事成績評定点は，建設工事の種類が**「建築一式工事」**の場合に限る。
・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は，その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る（ただし，経常ＪＶでの実績については，経常ＪＶとしての出資比率が20パーセント以上であれば評価する。経常ＪＶを構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。）。
○配置予定技術者の工事成績にかかる評価期間の加算申請
・配置予定技術者が平成22年度からこの入札の公告日までの間に妊娠，出産，育児，介護（以下「**出産・育児等**」という。）を理由とした一時休業を通算で１年間（365日）以上取得している場合は，別に示す「出産･育児等に配慮した技術者評価の実施要領」に基づき，配置予定技術者の工事成績にかかる評価期間を加算することができる。

■地域貢献度の評価
○総合評価（**施工能力審査型**）加算点等算出資料申請書により評価するので，この申請書に示した「注意事項」に十分留意して記述すること。
○評価項目（地域防災力：災害時支援協定）
経営事項審査における「その他の審査項目（社会性等）」に規定される防災協定のうち，次の事項を満足するもの。
・徳島県内の公共土木施設のみを対象としたもの
・防災協定そのものが事実上の請負契約や期間委託契約とみなされないもの

■地域精通度の評価
○評価項目（地域精通度）
・「主たる営業所」及び「営業所」とは，建設業法上の「主たる営業所」及び「営業所」とする。

■企業の施工能力（表彰）の評価
（１）評価の対象となる者
評価の対象となる者は，入札公告日の前年度において，県土整備部で行われた次の表彰制度の被表彰者とする。
① 優良工事表彰
② 優良建設技術者表彰（優良建設技術者賞，若手建設技術者奨励賞）
③ 建設業新分野進出優良企業表彰
（２）評価の対象となる入札
評価の対象となる入札は，次のとおりとする。ただし，特定建設工事共同企業体での共同施工方式により発注する工事（以下「**ＪＶ工事**」という。）においては，評価の対象としないものとする。
① 優良工事表彰及び優良建設技術者表彰については，表彰を受賞した部が発注する工事であり，建設工事の種類が同じものに限るものとする。
② 建設業新分野進出優良企業表彰については，県土整備部が発注する工事であり，被表彰者が希望した建設工事の一つの種類に限るものとする。
（３）評価の方法
評価の方法は，対象となる者の加算点を算出するに際して，次のとおり得点を加点するものとする。ただし，その得点は配点の合計に含めないものとし，加点後の得点が配点の合計を超えないものとする。
① 優良工事表彰（知事賞；５点，部長賞；２点）

② 優良建設技術者表彰（知事賞；５点，部長賞；２点）
③ 建設業新分野進出優良企業表彰（２点）

※ＪＶ工事における被表彰者については，加算点を出資比率に応じて構成企業に按分するものとする。ただし，按分により小数部分がある場合には，小数第１位を四捨五入するものとする。

※評価は，いずれか一つの表彰に限る。

※優良建設技術者表彰の評価は，受賞技術者が受賞時の企業に所属している（受賞時から恒常的な雇用関係にある）場合に限る。